

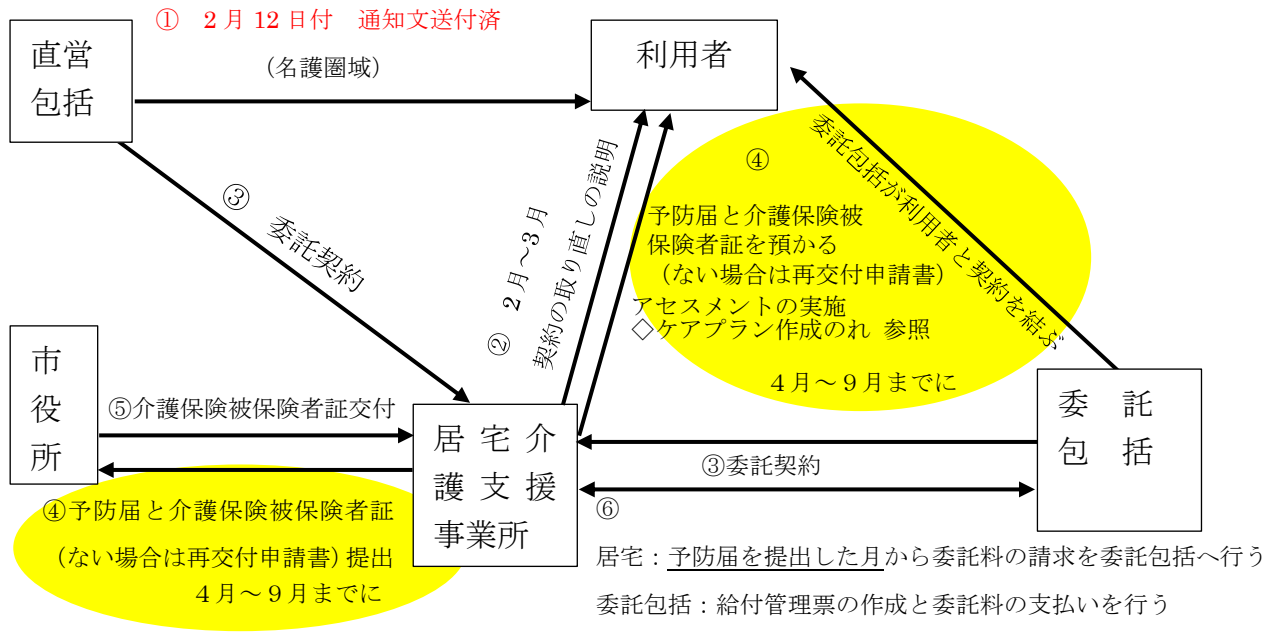
包括変更に伴う事務手続きの流れは以下の通りになります。

- ① 直営包括から利用者へ包括変更についての通知文を名護市圏域の利用者に送付済（2月12日付け）
- ② 居宅から利用者へ契約の取り直しの説明（2月～3月）
- ③ 直営包括及び委託包括は居宅と委託契約を結ぶ（4月1日付）
- ④ 委託包括が利用者と契約を結ぶ  
 アセスメントの実施（◇ケアプラン作成の流れ参照）  
 居宅は利用者から予防届と介護保険被保険者証（ない場合は再交付申請書）を預かり市役所へ提出  
 市役所は居宅へ介護保険被保険者証を交付 → 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- ⑤ 居宅：予防届を提出した月から委託料の請求を委託包括へ行う（実績、請求書および報告書の提出は本庁へ）  
 委託包括：給付管理票の作成と委託料の支払いを行う

4月～9月  
までに行う

※予防届を提出するまでは直営包括へ実績と委託料の請求を行い、直営包括は給付管理票の作成と委託料を支払う。  
 例：7月12日に予防届を提出した場合  
 6月分の委託料は直営包括へ請求し、7月分の委託料から委託包括へ請求する

<包括変更に伴う事務手続き事務イメージ図>



以下 R3.6 追記

予防届の取り扱いについては⑤で説明したとおりですが、予防届の適用を提出月からではなく翌月からの場合は、予防届の変更年月日への記載を忘れずに行ってください。

例：8月から委託包括へ変更

7月中に委託包括と利用者が契約を行い、同月に居宅介護支援事業所が予防届を提出する場合、予防届の変更年月日に8月1日と記入